

小郡市
小規模保育受託事業者募集要項
(令和7年4月開設分)

令和6年6月

小郡市 子ども・健康部 保育所・幼稚園課

1 募集の趣旨

本市では、待機児童解消に向けた受け皿整備として、既存保育所の増改築による定員増加等を行ってきた。しかしながら、近年の保育需要の増加により、保育定員が不足しており、今後も提供体制を確保していく必要がある。

そこで、小郡市子ども・子育て支援事業計画に基づき、小規模保育事業所を設置・運営する事業者を募集する。

2 募集する事業の概要

- (1) 事業類型 小規模保育事業 A 型（保育従事者全てが保育士）
- (2) 募集地域 小郡市内
- (3) 募集数 2 箇所
- (4) 対象児童 市から保育の必要性の認定（3号認定）を受けた0歳児、1歳児及び2歳児
- (5) 利用定員 19名
※定員については0歳児≤1歳児≤2歳児となるよう設定すること。
- (6) 開園時期 令和7年4月1日（火）
- (7) 同一者による応募 同一者が2箇所申し込むことを可能とする。ただし、応募書類は、それぞれ提出すること。

3 応募資格

応募できる者は、以下の要件を満たす事業者とする。

- (1) 本事業の実施に必要な建物（土地）を所有している、若しくは令和7年4月1日の事業開始に間に合うよう取得又は賃貸借により確保できること。ただし、次の条件を満たしている場合は、借地でも可能とする。
 - ア 地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。
 - イ 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に賃貸借契約に関する費用（敷金・仲介手数料）、開設までの工事期間及び開設後1年間に相当する賃借料を安全性があり、かつ換金性の高い形態（普通・定期預金、国債等）により保有していること。
 - ウ 保育所用地には、原則として抵当権等の制限物件がついていないこと。
※申込の際は購入予定若しくは借地予定でも構わない。ただし、土地所有者からの売買（貸付）証明書等の添付が必要。
- (2) 既に保育施設等を運営している場合は、過去3年間（令和3年度から令和5年度）に実施された監査等において、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、受けていた場合でも適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとする。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第3項第4号に掲げる基準のいずれも該当しないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 小郡市暴力団等排除条例（平成 22 年条例第 7 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者ではないこと。

4 施設運営の条件

I. 施設設置等に関する条件

施設整備にあたっては、小郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 24 号。以下「設備運営条例」という。）、関係法令等及び以下の事項を遵守すること。また、事業計画書の中で、必要な対応策等を明らかにすること。

- (1) 事業を実施する建物は、自己所有又は賃貸借する物件であること。
- (2) 賃貸借物件の場合は、物件所有者が事業の実施について承諾していること。
- (3) 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (4) 賃貸借契約において、契約期間が 10 年以上とされていること、又は事業開始日から 2 年以上とされ、特段の事情がない場合は、自動更新される旨の規定が設けられていること。
- (5) 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。（昭和 56 年 5 月 31 日以前に確認通知を受けた建物の場合、耐震調査を実施し問題のないもの。又は耐震基準を満たしていない場合は、選定後に改修を実施すること。）
- (6) 満 2 歳に満たない児童を保育するための乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (7) 乳児室又はほふく室の面積は、満 2 歳に満たない児童 1 人につき 3.3 m²以上であること。
- (8) 満 2 歳以上の児童を保育するための保育室又は遊戯室、屋外遊技場及び便所を設けること。
- (9) 保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の児童 1 人につき 1.98 m²以上、屋外遊技場の面積は満 2 歳以上の児童 1 人につき 3.3 m²以上であること。
- (10) 敷地内に屋外遊技場を確保することが困難な場合は、施設付近に屋外遊技場に代わる公園等設定するとともに、入所児童の当該公園等への移動における安全が確保され、日常使用できる距離にあること。
- (11) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (12) 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室は、原則として 1 階とすること。これによりがたい場合は、設備運営条例第 28 条第 7 号に定める基準を満たすこと。
- (13) 衛生的な調理室又は調理設備（調理のための加熱、保存等の調理機能を有すること）を設け、保育室と区画すること。また調理員専用の手洗い設備を設置すること。
- (14) 児童の保健衛生上、必要な日照、採光、換気が良好であること。
- (15) 保育室等と区画された沐浴設備を有すること。

- (16) 保育室等と区画された幼児用トイレ（補助便座不可）を一つ以上有していること。
- (17) 火災報知器及び消火器、非常口等、非常災害防止に必要な設備を有すること。
- (18) 同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、小規模保育事業を行う場所と明確に区分けをし、職員配置も別途配置すること。その際、会計においてもその他の事業と明確に区分すること。
- (19) 保護者が利用できる送迎用駐車スペースを敷地内や近隣に確保するよう努めること。
- (20) 近隣の住宅等への防音等に配慮すること。
- (21) 施設整備について、令和7年2月下旬までに工事を完了し、関係法令等の検査を終えること。

II. 運営に関する条件

運営にあたっては、設備運営条例、小郡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第25号)、関係法令等及び以下の事項を遵守すること。

【運営】

- (1) 児童福祉法や子ども・子育て支援法等を熟知し、保育事業に熱意と見識を持ち、本事業の運営を適切に行う能力を有していること。
- (2) 安定的な経営を行い、児童が心身ともに健やかに育成されるよう尽力できること。
- (3) 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解し、本市の保育行政に積極的に協力できること。
- (4) 保育所保育指針に準じ、運営方針・保育計画・指導計画を作成、実施すること。なお、作成の際には、小規模保育の特性を生かし、低年齢児保育に留意した内容とすること。
- (5) 保育を希望する児童及び保護者と事前面談を実施するとともに、保育方針、保育内容、保育時間、利用者負担額等の説明を行った上で同意を得ること。
- (6) 利用児童の日々の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育従事者との日々の利用状況等についての情報伝達体制を整えること。
- (7) 利用児童の健全な発達を支援するための健康づくりに取り組むこと。
- (8) 事業所の開設にあたり、近隣の住民及び保育施設や幼稚園の理解を得ること。
- (9) 保護者や地域関係者との良好な関係づくりに努め、地域に根ざした運営を行うこと。

【資金】

- (1) 資金計画及び事業計画が確実であり、小規模保育事業の施設整備等に要する経費及び当面の運営経費など事業者が負担すべき資金を有していること。
- (2) (1)の資金として、施設整備等に要する資金のほか、年間事業費の1/2以上に相当する自己資金を普通預金又は当座預金に保有していること。
- (3) 自己資金の原資を借入金等で賄う場合は、その返済について返済計画が適正であること。

※参考

小規模保育事業の運営事業者に対しては、公費給付として、地域型保育給付を行います。公定価格から市が規定する保育料を差し引いた額が地域型保育給付費となります。

こども家庭庁のホームページに「子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフト」が掲載されていますので、試算等にご活用ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jigyousha#soft>

【給食】

- (1) 利用児童に対し、給食（主食・副食）を提供すること。
- (2) 離乳食やアレルギー食、配慮を要する児童の対応食など、個々の児童に配慮した食の提供を行うこと。
- (3) 給食は原則として自園で調理すること。調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）を遵守すること。
- (4) 外部搬入を行う場合は、設備運営条例（食事の提供の特例）の規定によること。

【健康診断】

- (1) 利用児童の利用開始時健康診断、少なくとも年2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を実施すること。
- (2) 職員への健康診断は少なくとも年1回実施し、職員は月に1回以上の検便を行うこと。

【衛生管理等】

- (1) 必要な医薬品、医療品を常備すること、また医療機関との連携すること。

【非常災害・事故防止対策】

- (1) 非常災害に対する具体的計画を立て、避難訓練、消火訓練を少なくとも月に1回実施すること。
- (2) 利用児童の事故防止対策及び危機管理体制の整備に万全を期すこと。
- (3) 事故等による補償を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入すること。

【苦情対応】

- (1) 保護者に対し苦情受付方法を明示するとともに、苦情解決の仕組みを整備すること。

【職員研修】

- (1) 職員の資質向上を図るため、各種研修への参加や独自の職員研修を行うこと。

【職員配置】

- (1) 施設長は、児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等の資質を有すると認められる者であるとともに、常時施設の運営管理に従事すること。（保育従事者との兼務は認められない）
- (2) 保育に従事する職員について、全員が保育士であること。
- (3) 保育に従事する職員数は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条に基づき、職員を配置し、この合計人数に、さらに1人を加えた人数以上を配置すること。併せて、公定価格の基本分単価に含まれる職員を配置すること。（保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる）

《参考：基本分単価に含まれる職員構成》（R6.4.1現在）

【年齢別配置基準：1・2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人】

年齢別配置基準のカウント方法について、利用人数19人（0歳児5人、1歳児及び2歳児14人）の場合の例を次のとおり示す。

◇職員数：0歳児5人 \div 3 \div 1.6人 ※小数点以下第2位切捨て

1歳児及び2歳児14人 \div 6 \div 2.3人 ※小数点以下第2位切捨て

(1.6人+2.3人)+1人=4.9人 \div 5人 ※四捨五入

◇公定価格の基本分単価に含まれる職員

- ・常勤保育士、非常勤保育士1人、管理者1人、非常勤調理員、非常勤事務職員、嘱託医・嘱託歯科医
- ・保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合、非常勤保育従事者1人（保育士）

- (4) 特別な支援を必要とする保育認定を受けた児童が利用する場合、必要に応じ保育士等を加配すること。（加配保育士等について、市独自の一人人件費補助あり）
- (5) 常勤の保育士が各組・各グループに1人以上（当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2人以上の場合は、1人以上ではなく2人以上）配置されていること。
- (6) 調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は設備運営条例第16条の規定により連携施設等から食事を搬入する場合は、調理員をおかないことができる。
- (7) 嘱託医・嘱託歯科医を配置すること。（連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能）

【保育サービス】

- (1) 開所日及び開所時間については、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く、月曜日～土曜日の7：00～18：30までの間で連続した11時間とすること。
※延長保育等については、事業者の判断で実施すること。
- (2) 子育て支援事業や地域活動事業に取り組むよう努めること。（園庭開放、子育て講座、保護者支援講座、育児相談、地域行事参加等）

【その他】

- (1) 現在届出（認可外）保育施設を運営している事業者で、小規模保育事業への移行により、届出（認可外）保育施設を閉鎖する場合は、施設に在園する児童の保護者と十分協議を行い、預かり先を検討し、対応策を明らかにすること。
- (2) 利用する児童は、市が利用調整を行った上で、事業者に対して利用の申請を行うため、受け入れの要請に協力すること。（正当な理由なく拒むことはできない）
- (3) 市が要求する事業内容に関する報告及び立ち入り調査等に協力すること。

Ⅲ. 連携施設に関する条件

利用児童に対する保育が適正かつ確実に行われ、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供できるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を確保すること。

【連携施設の主な役割】

- (1) 利用児童に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援。
- (2) 代替保育（職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、その職員に代わって保育を提供する）の提供。
- (3) 利用児童が3歳に達した後、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において利用児童を受け入れ、教育又は保育を提供する。

Ⅳ. 地域への説明

小規模保育施設の整備及び開設後の運営を円滑に進めるためには、地域の理解と協力が必要である。よって、整備予定地の近隣住民等（隣接住民、自治会等）の関係者に説明を行い、丁寧な調整を行うこと。

5 保護者の費用負担等について

【保育料（利用者負担額）】

保育料（利用者負担額）については、小郡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（平成27年規則第24号）第3条に基づき、保護者世帯の市民税所得割額に応じて市が決定し、事業者が保護者から徴収すること。

【実費徴収】

保育料（利用者負担額）以外の費用負担で児童に帰属するもの（日用品、文房具など保育に必要な物品の購入に要する費用、行事に参加する費用等）を求める場合は、保護者に対して用途を明確に説明し、同意を得ること。

※ 入園料、冷暖房費、給食費、ミルク代、おやつ代は事業者が負担することとなっており、保護

者負担は認められない。(延長保育に伴う夕食代、おやつ代等を除く。)

6 補助金（施設改修等補助金）について

小規模保育事業を実施する場合に必要な改修に係る費用（工事請負費、設計料等）を対象とした国の「保育対策総合支援事業費補助金」を活用予定であり、予算の範囲内で補助制度を利用することが可能である。(改修費用のみ対象、建物を新築する場合の建築費用は対象外。)また、基本設計（本事業の応募のために要した設計等の費用）については補助対象外。補助金の対象となる入札・契約等については、小郡市契約規則等に準拠すること。

7 応募手続き等について

(1) 募集要項の配布

配布期間 令和6年6月25日（火）から令和6年9月17日（火）まで
午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

配布場所 小郡市 子ども・健康部 保育所・幼稚園課
（小郡市総合保健福祉センター あすてらす施設内
小郡市二森 1167 番地 2）

※募集要項及び応募書類の様式は、市ホームページにも掲載。

市ホームページ <https://www.city.ogori.fukuoka.jp>

(2) 質疑等

受付期間 令和6年6月25日（火）から令和6年7月24日（水）まで
午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

提出方法 「質問票」（様式第6号）を持参又は電子メールで提出。(送信後は送信した旨の連絡すること)

※電話・FAXでの質問は不可

※電子メールでの提出の場合、時間は問わないが、最終日は17時受信分までとする。

提出先 小郡市 子ども・健康部 保育所・幼稚園課
（小郡市総合保健福祉センター あすてらす施設内
小郡市二森 1167 番地 2）

電子メールアドレス kosodate@city.ogori.lg.jp

回答方法 取りまとめの上、市ホームページに掲載します。

令和6年8月7日（水）予定

※公平性を期すため、自らの応募書類・提案内容の優劣等に関する質問や審査内容に関する問い合わせは受け付けない。

(3) 応募書類の提出

受付期間 令和6年6月25日（火）から令和6年9月17日（火）まで

午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

提出方法 窓口への持参（郵送・FAX・電子メール不可）

提出部数 7部（正本1部、副本6部）

※応募書類を、受付期間内に保育所・幼稚園課へ持参のうえ提出すること。

※申請様式等のデータは、市ホームページからダウンロード可能。

【応募書類一覧】

No.	提出書類等	様式	備考（添付資料など）
1	申込書	様式第1号	
2	事業計画の概要	様式第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者の履歴書 ・定款、寄付行為 ・現在運営している保育所等のパンフレット ・土地の登記簿謄本 ・（借地の場合のみ）土地所有者からの売買（貸付）証明書
3	事業者の概要	様式第3号	設立認可書の写し
4	資金計画書	様式第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行等預金残高証明書 ・償還計画書 ・工事スケジュール ・工事費概算見積書（整備費、備品費、設計監理費がわかるもの）
5	誓約書	様式第5号	
6	（法人の場合）法人の登記簿謄本		提出は原本1部、副本は写しで可。
7	事業者の決算関係書類（過去3年分（R3～R5））		（法人）全体の決算書（事業区分） （個人）確定申告の写し
8	国税、県税及び市町村税に滞納がない旨の証明書		いずれも事業所所在地（個人は住所地）を管轄する官公署が3か月以内に発行したものに限る。提出は原本1部、副本は写しで可。
9	建設予定地の位置図、現状写真		
10	敷地内配置図、建物各階平面図		
11	設置運営に係る全体計画書	様式は任意。（別紙1）の「選定基準及び配点」の項目及び順番に従い、作成すること。	

※同一者が2箇所申し込む場合は、「法人の登記簿謄本」「国税、県税及び市町村税に滞納がない旨の証明書」「土地の登記簿謄本」は1箇所のみ原本提出可とする。

(4) 提出にあたっての留意点

- ①応募書類は、すべて A4 (縦) に統一し、2 穴フラットファイルに綴じて、表紙及び背表紙に事業者名を記載すること。ただし、図面等で A3 版も可。
また、提出書類の順番で項目ごとに台紙をはさみ、書類番号を記載したインデックスを付けてください。(印刷は両面・片面いずれも可) 図面や写真等でカラー印刷の必要があるものはカラー印刷で作成すること。
- ②提出された書類等は返却不可。
- ③必要に応じて別途資料を求める場合あり。
- ④応募書類の提出後、提出書類に不備があることが判明した場合は、受付期間中に限り、提出書類の追加・差し替え可能。
- ⑤応募書類の提出及び修正は、提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。
- ⑥応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容及び条件を全て承諾したものとみなす。
- ⑦書類提出後に辞退する場合は、必ず書面(任意様式)に、応募者の押印をして、届け出ること。
- ⑧応募のために生じる一切の費用については、応募者の負担。
- ⑨提出書類について、情報公開請求があった場合は、小郡市情報公開条例等関連規定に基づいて、公開する場合あり。

8 選定及び決定

(1) 設置運営事業者の選定

事業者からの提出された提出書類については、次のとおり手順を経て選定する。なお、本事業において応募者がいない場合又は審査の結果により、一部の応募者について事業を実施するための一定の基準を満たしていないと市が判断した場合は受託者の決定をしない場合がある。

ア 書類確認

提出された申請書類の内容について、応募資格・要件を満たしているか、不明な点がないかの確認を行う。併せて、それぞれの応募内容について、必要に応じ、市から個別に質問書を送信することがある。その際、応募者は、市が指定する審査前の期日までに市に回答票を提出する。

イ 審査

1. 審査委員会による応募者面接(プレゼンテーション及びヒアリング)を実施し、採点の結果、委員全員の合計得点の平均値が上位2位の得点者を受託候補者に選定する。
2. 審査は、別紙1の「選定基準及び配点」に基づき実施する。
3. 上位2位の得点者が3者以上いる場合(同点の場合)は、別紙1の「選定基準及び配点」の「3 保育計画」→「4 施設整備計画」→「5 職員配置及び研修計画」の審査項目順において点数が高い者を受託候補者とする。なお、当該値が同点の場合は、くじにより、順位を決定する。

4. 応募者が1者の場合であっても、審査を実施する。
5. 得点が、最低水準（60点）に満たない場合は、該当者なしとする。
※プレゼンテーション・ヒアリングの日時・時間配分は別途通知する。

(2) 受託者の決定

市長は、審査委員会における選定結果の報告を踏まえ、受託者を決定する。なお、受託者が辞退した場合や決定が取り消された場合には、審査の中で、最低水準を満たした次点の事業者を対象として、改めて受託者として決定することができるものとする。

(3) 結果通知

結果については、応募者に文書で通知するとともに、受託者及び採点結果を市ホームページに掲載する。電話やメールでの回答は行わない。

(4) 決定の取り消し

受託者の決定後、次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消すことがある。この場合、受託者が要した費用の弁済を市へ求めることができないものとし、市は一切の損害賠償責任を負わないこととする。

ア 提出書類に記載された事項及び審査での発言内容に虚偽事項若しくは、重大な違背行為があると認めるとき。

イ 受託者が小規模保育事業A型としてふさわしくないと認められる事実が判明したとき。

ウ その他、適切な保育事業の実施が困難と認めるとき。

9 その他留意事項

- (1) 事業者の選定において、現在運営している施設等の視察を依頼する場合あり。
- (2) 必要に応じ、関係機関（官公庁・金融機関等）へ問い合わせを行う場合あり。
- (3) 審査に関する不当な要求等を申し入れた場合、その他不正な行為があった場合は、本事業の対象から除外。
- (4) 事業者選定後の事業計画の変更は原則として認めないが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ認める場合あり。
- (5) 開設しようとする小規模保育事業所の施設名称が、市内の既存施設と混同するような名称であると本市が判断した場合、名称を変更してもらう場合あり。

(別紙 1)

選定基準及び配点

番号	項目	内容	配点
1	応募動機	・本市の保育行政に積極的に協力し、保育所の社会的責任を果たす熱意と誠意を有しているか。	5
2	運営・保育理念	・保育の実施目的や課題を踏まえ、創意工夫を行い、特色のある運営・保育理念を掲げているか。	5
3	保育計画	・実現可能で、効率的かつ効果的な保育計画になっているか。 ・独自の取り組みがあるか。 ・障がい児保育や医療的ケア児の受入れなど、特別保育に関し、利用者の立場に立った保育となっているか。 ・不適切保育への取組は適切か。 ・給食の提供方法やアレルギー対応、食育活動等は、適切か。 ・連携施設との調整は実現可能か。	25
4	施設整備計画	・近隣の環境が保育の実施に適切な場所であるか。 ・開園予定地が安全性と利便性に配慮した場所となっているか。 ・児童が快適に生活できる施設・設備となっているか。 ・弾力運用も可能な設備・面積となっているか。 ・入札を実施するなど、競争原理は働くか。 ・施設整備日程は適切か。	20
5	職員配置及び研修計画	・開園時及び開園後の保育士確保計画は実現可能か。 ・市内保育園との保育士の取り合いは生じないか。 ・開園時期から利用定員数の児童を受け入れるために必要な職員（施設長、保育士、看護師、栄養士）を配置（予定）しているか。 ・職員の処遇は適切か。 ・職員研修の内容等が、保育の質の向上に有効か。	20
6	運営体制	・会計経理や苦情処理、情報管理、第三者評価の導入など、保育の運営体制は、適切か。	5
7	財務等の状況	・継続的、安定的な運営ができる経営基盤・能力を有しているか。 ・令和7年度（初年度）の収支計画は適切か。	5
8	地域活動等	・保護者との関わりは十分か。 ・屋外活動や地域住民との交流は、予定されているか。	5
9	健康管理・安全対策等	・感染症対策等の安全対策に係る体制が確立されているか。 ・緊急時の危機管理体制や事故発生時の対応、不審者対策、虐待の疑いなどがある場合の対策等が確立されているか。	5
10	運営実績	・既存の保育施設の運営実績は十分か。	5
合計			100

※当該業務において最適な者として特定された者が、上記の審査基準において低得点の項目があった場合、市は特定者に対して、その項目の内容について改善を求める場合がある。

小郡市長 様

申込者 所在地
 事業者名
 代表者氏名

申込書

小郡市小規模保育事業の実施を希望しますので、小郡市小規模保育事業者募集要項に基づき、下記のとおり申し込みます。

なお、提出書類等に記載のある個人情報等については、市が本要領等に規定する基準の適合を確認するために必要な範囲で、関係機関への照会等に使用することについて同意します。また、提出する書類に記載されたすべての者に同趣旨を説明し、同意を得ています。

記

1 応募する事業内容等

事業者名	
代表者名	
保育所運営予定地住所	小郡市
土地確保の方法	自己所有 ・ 賃貸借物件
物件改修	改修要 ・ 改修不要
担当者及び連絡先	担当者氏名 : 電話番号 : F A X 番号 : 電子メール :

添付書類：提出書類一覧表

事業者名： _____

提出書類一覧表

No.	提出書類等	提出
1	申込書 【様式第1号】	<input type="checkbox"/>
2	事業計画の概要 【様式第2号】	<input type="checkbox"/>
3	事業者の概要 【様式第3号】	<input type="checkbox"/>
4	資金計画書 【様式第4号】	<input type="checkbox"/>
5	誓約書 【様式第5号】	<input type="checkbox"/>
6	(法人の場合) 法人の登記簿謄本	<input type="checkbox"/>
7	事業者の決算関係書類 (過去3年分 (R3~R5))	<input type="checkbox"/>
8	国税、県税及び市町村税に滞納がない旨の証明書	<input type="checkbox"/>
9	建設予定地の位置図、現況写真	<input type="checkbox"/>
10	敷地内配置図、建物各階平面図	<input type="checkbox"/>
11	設置運営に係る全体計画書	<input type="checkbox"/>

※同一者が2箇所申し込む場合は、「法人の登記簿謄本」「国税、県税及び市町村税に滞納がない旨の証明書」「土地の登記簿謄本」は1箇所のみ原本提出可とする。

事業計画の概要

1 事業者概要

(1) 設置主体の概要

設置主体	社会福祉法人・学校法人・株式会社・その他団体・個人
事業者名	
代表者名	
所在地	
事業開始年月	年 月
法人設立登記年月日	(法人のみ) 年 月 日
事業者の沿革	(事業開始に至る経過及び開始後から現在に至る経過)

【添付書類】

- ・代表者の履歴書
- ・定款、寄付行為

(2) 現在運営している教育・保育施設等（運営している場合のみ記載すること）

種類	施設名称	所在地	開設年月日	定員
(例) 認可保育所	●●保育園	小郡市●●●	年 月 日	80人
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

【添付書類】

- ・現在運営している保育所等のパンフレット
- ・過去3年分の施設及び法人の指導監査等の結果報告書及びその改善報告書の写し

2 予定施設の概要

(1) 施設名称等

施設名称(仮)				
定員構成	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	人	人	人	19人
住所	〒 ー ー 小郡市			
TEL	ー ー	FAX	ー ー	
最寄駅	線 駅から 徒歩・バス で 分			

(2) 施設概要

用地面積	<input type="checkbox"/> 公簿 <input type="checkbox"/> 実測 () m ²
建築面積	() m ²
延床面積	() m ²
構造	<input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他 ()
規模	階建
耐火建築物	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他 ()
<p>※昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた建物の場合：耐震調査し、問題がない。 <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>※上記で「いいえ」を選択した場合：選定後に改修を実施する。 <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>	
送迎用駐車場	<input type="checkbox"/> 有 (敷地内 台分 ・ 敷地外 台分) <input type="checkbox"/> 無
現在の状況	<input type="checkbox"/> 空きテナント <input type="checkbox"/> その他 ()

(3) 面積表

部屋の名称	面積	定員	最大受入人数
乳児室・ほふく室 (0歳児)	m ²	人	人
乳児室・ほふく室 (1歳児)	m ²	人	人
保育室 (2歳児)	m ²	人	人
計	m ²	人	人

部屋等の名称	面積
遊戯室	m ²
調理室	m ²
園庭	m ²

(4) 屋外遊戯場の配置内容

<input type="checkbox"/> 施設に併設されている	(面積	m ²)
<input type="checkbox"/> 施設外の徒歩圏に確保している	(面積	m ²)
<input type="checkbox"/> 徒歩圏内に利用可能な公園等がある	(_____公園、施設からの距離 :	m)

【添付資料】

- ・ 土地の登記簿謄本
- ・ (借地の場合のみ) 土地所有者からの売買(貸付)証明書

(5) 職員採用計画等

No.	氏名	担任クラス	年齢	雇用形態		確保方法		経験年数			資格等	備考
				正規	非正規	異動	採用	認可保育所	幼稚園	その他の児童福祉施設等		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

※配置職員が未定の場合は、「氏名」欄は「未定」と記載し、雇用形態、確保方法、経験年数等については計画を記載すること。

※「雇用形態」、「確保方法」については、該当箇所に「○」を記載すること。

※「資格等」には、保育士、幼稚園教諭、栄養士等の資格等について記載すること。

※「確保方法」が「採用」の場合は、新卒又は既卒（市内保育園保育士）、既卒（その他）の別を備考欄に記載すること。

(6) 連携施設

調整状況	<input type="checkbox"/> 今後調整 <input type="checkbox"/> 調整中 <input type="checkbox"/> 調整済 ※調整済の場合は協定書の写しを添付すること	
種別	<input type="checkbox"/> 認可保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 未定	
施設名称		
住所	〒 -	
施設からの距離	_____m (徒歩で_____分)	
連携内容 ※調整済の場合のみ記入	<input type="checkbox"/> 給食の提供に関する支援 <input type="checkbox"/> 嘱託医に関する支援 <input type="checkbox"/> 屋外遊戯場の利用に関する支援 <input type="checkbox"/> 代替保育（保育士が病気等で欠ける場合）の支援 <input type="checkbox"/> 合同保育に関する支援（定期交流や行事への参加） <input type="checkbox"/> 3歳以降の保育の受皿（卒園後の受皿）	
※以下、調整状況が「今後調整」もしくは「調整中」である場合に記入してください。		
予定している連携施設の確保への取り組み		
連携施設を設定できない場合の代替措置		
給食の提供に関する支援		
嘱託医に関する支援		
屋外遊戯場の利用に関する支援		
代替保育の支援		
合同保育に関する支援		
3歳以降の保育の受皿		

※協定を締結したら、すみやかに協定書の写しを提出すること。

様式第3号

事業者の概要

(1) 設立年月日 年 月 日

(2) 役員構成

令和 年 月 日現在

No.	役職	ふりがな 氏名	生年月日 (和暦)	性別	住所	現職	福祉関係 歴等
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

※理事・監事・評議員について記載すること。

【添付書類】

・設立認可書の写し

資金計画書

(1) 資金計画			
事業費 (千円)		収入 (千円)	
工事費		市補助金	
設計監理費		自己資金額 (千円)	
備品購入費		借入金	
土地	購入費	寄付金	
	敷金等	自己資金	
	整備年度の賃料	(内訳)	
	開設年度の賃料		
年間運営費の 1/12			
その他費用 ()			
計		計	

※事業費と収入・自己資金額の合計額が等しくなるよう作成してください。

(2) 借入金について

借入先	
償還計画	「別紙 償還計画書 (例)」を参考に作成し、提出すること
償還期間	
総返済額	

【参考】開設時に保有しておくべき資金

土地・建物所有	年間運営費の 1/12 以上
土地借用 又は 建物借用	以下 3 点の合計額 ①年間運営費の 1/12 以上 ②賃貸借契約に関する費用 (敷金・仲介手数料等) ③開設初年度末までの賃借料

【添付書類】

- ・銀行等預金残高証明書
 - ・償還計画書 (必要な場合のみ)
 - ・工事スケジュール
 - ・工事費等概算見積書
(整備費、備品費、設計監理費がわかるもの)
- <法人の場合>
 ・決算報告書 ※直近 3 年分
 <個人の場合>
 ・確定申告書の写し ※直近 3 年分

別紙（償還計画書（例））

借入先								
担当者名		連絡先						
償還回数	償還年度	償還額（千円）			償還財源内訳			
		元金	利息	合計				
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
合計								
償還財源充当内訳			元金					
			利息					

※福祉医療機構、民間金融機関等から借入を行う場合は、事前相談をしておくこと。必要に応じて、小郡市から、借入先に対して相談状況を確認するため、担当者名及び連絡先を記載しておくこと。

※借入先に提出する償還計画書で代替可能ではあるが、担当者名及び連絡先を記載すること。

小郡市長 様

所在地
事業者名
代表者氏名

印

誓 約 書

以下の事項について、いずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 法人の役員等に、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者がいる。
- 2 法人の役員等に、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者がいる。
- 3 法人の役員等に、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者がいる。
- 4 申請者（法人等）が、児童福祉法第 58 条第 1 項及び第 2 項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者である。
- 5 申請者（法人等）の役員等と密接な関係を有する者が、児童福祉法第 58 条第 1 項及び第 2 項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過していない。
- 6 申請者（法人等）が、児童福祉法第 58 条第 1 項及び第 2 項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に児童福祉法第 35 条第 12 項及び児童福祉法第 34 条第 7 項の規定による保育所の廃止をした者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して 5 年を経過していない。
- 7 申請者（法人等）が、児童福祉法第 46 条第 1 項及び児童福祉法第 34 条の

- 17 第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に児童福祉法第35条第12項及び児童福祉法第34条第7項の規定による保育所の廃止をした者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過していない。
- 8 6に規定する期間内に児童福祉法第35条第12項及び児童福祉法第34条第7項の規定による保育所の廃止の承認の申請があった場合において、申請者（法人等）が6の通知の日前60日以内に当該申請に係る法人の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所の管理者であった者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過していない。
- 9 法人の役員等が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした。
- 10 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立をしている者（法人格を有する者）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の決定を受けている。
- 11 申請者（法人等）に、小郡市暴力団排除条例（平成22年小郡市条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいる。

様式第 6 号

質問票

小郡市子ども・健康部保育所・幼稚園課 へ

メール：kosodate@city.ogori.lg.jp

令和 年 月 日

事業者名			
質疑者	氏名		
	連絡先	電話番号	
		FAX	
		メール	

No.	募集要領 のページ	質問内容
1		
2		
3		
4		
5		

※ 記入欄が足りない場合は、行を追加して入力してください。